【令和２年４月現在】

夜　間　金　庫　規　定

１．　【利 用 目 的】

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

２．　【利 用 方 法】

（１）この夜間金庫を利用するときは、「夜間金庫ご利用説明書」の手順に従ってご利用ください。

（２）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には預金契約者名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

（３）入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉がとじたことを確認のうえ、利用記録票（レシート）を受け取ってください。

３．　【預金への入金処理】

（１）この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ入金袋開錠日の日付で指定の預金口座に入金いたしますので、遅延なく入金額を確認してください。

（２）前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

４．　【入金袋等の返却】

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

５．　【鍵 の 保 管 等】

（１）投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

（２）入金袋の鍵正副２個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

６．　【鍵、入金袋の喪失・毀損】

投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵を喪失、または毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出て

ください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7．　【損 害 の 負 担 等】

（1）この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）この夜間金庫について各項に定めた以外の利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

（3）当金庫で内容を確認する以前に、当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（4）入金袋の内容物により、当金庫および第三者が損害を被ったときは、その一切を補てんしてください。

8．　【反社会的勢力との取引拒絶】

この夜間金庫は、下記９．（３）①、②ＡからＦおよび③ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、９．（３）①、②ＡからＦまたは③ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

9．　【解　約　等】

（1）この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返してください。

（2）夜間金庫を長期間（６か月以上）未使用の場合や使用料の未払がある場合、当金庫は本人に通知して解約することがありますのでご了承ください。この場合は直ちに、投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵を返してください。

（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返してください。

①　本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　本人が次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｆ．その他前ＡからＥに準ずる者

③　本人が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E．その他前ＡからＤに準ずる行為

10.　【譲渡・転貸等の禁止】

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵についても同様とします。

11.　【使　用　料　等】

（１）夜間金庫使用料として、契約日から最初に到来する３月末までを当金庫所定の使用料の月割にて支払ってください。

（２）利用期間中は、毎年４月１５日（休日の場合は、翌営業日）に、自動振替にて指定口座より、当金庫所定の使用料１年分を支払ってください。

（３）解約の場合、前払いした使用料については、解約日の翌月から使用料徴求済分の残月数に応じて月割計算して返却します。

12.　【利　用　期　間】

この契約の当初利用期間は、契約日から起算して最初に到来する３月末とし、以後は本人または当金庫から特に申出のない限り毎年４月１日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

13.　【規　定　の　準　用】

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

14.　【規　定　の　変　更】

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上